

令和6年4月1日

保険薬局 各位

松本市立病院
薬剤科

院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル 合意までの手順

【本取り組みへの参画をご希望される場合】

- ① 松本市立病院ホームページ上の「院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル」の内容を確認する。
- ② 「合意書」と「保険薬局基本情報提供書」をダウンロードして、記入する。
 - ※ 代表者名は、各店舗の責任者名のご記載をお願いします。
 - ※ 代表者が変更となる場合は、再度合意書のご提出をお願いします。
 - ※ 登録番号・合意日のご記入は不要です。
- ③ 記入した「合意書」と「保険薬局基本情報提供書」、2部ずつを、松本市立病院薬剤科へ郵送する。

≪郵送先≫ 390-1401 長野県松本市波田 4417-180
松本市立病院 薬剤科
- ④ 病院は、保険薬局から書類が到着後、登録番号・合意日を記入する。
病院長印が押印された薬局用の合意書を返送する。
- ⑤ 保険薬局は合意書を受領後、本プロトコルに基づいた運用を開始する。

以上